

平成28年度 鹿児島地方最低賃金審議会  
第3回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開催日時	平成28年8月5日(水) 午後5時30分～午後6時10分		
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室		
出席者	公益代表委員 (4名)	石塚孔信 大芝周子 田畑恒春 新納幸辰 (敬称略)	
	労働者代表委員 (4名)	石田則行 大島幹敏 階元仁 新内親典 (敬称略)	
	使用者代表委員 (4名)	岩重昌勝 内道雄 田所泰博 吉田健朗 (敬称略)	
	事務局 (4名)	江原労働局長 吉野労働基準部長 西田賃金室長 平松賃金室長補佐	
議題	1 平成28年度鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他		
配付資料	1 平成28年度最低賃金基礎調査結果(1円ピッチ) 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表 2 平成28年度最低賃金基礎調査結果(10円ピッチ) 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表 3 鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書(写) 4 専門部会審議経過本審報告書(部会長)		

○田畑会長

夕刻にも関わらずお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただ今から、第3回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。

先ず、この審議会の成立について、事務局の方から報告をお願いします。

○西田賃金室長

それでは、報告いたします。審議会は、「委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。」と規定されておりますが、本日は、公益側委員4名、労働者側委員4名、使用者側委員4名の12名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますのでご報告いたします。

○田畑会長

本審議会は有効に成立しているということでございますので、これより審議を始めたいと思いますが、その前に、本日は傍聴希望者がおられるようなので、事務局から説明をお願いします。

○西田賃金室長

本審議会につきましては、原則として公開することになっておりまして、事務局で傍聴者を募集しましたところ、6名の申し込みがありました。ただ今、4名の方が会場の外で待機しておりまして、2名の方は遅れて到着されるということです。

「審議会の公開は、会長が傍聴を認めることにより行うものとする」旨、規定されておりますので、後ほど会長にご判断を頂きたいと思っております。

また、マスコミの方々が審議会の頭撮りと答申文を手渡す際の写真撮影を希望されております。

従いまして、取材と撮影を認めるかにつきましても、併せてご判断をお願いいたします。

○田畑会長

本審議会の傍聴等は、今、お話がありましたとおり、会長が判断することになっておりますが、本日の議事の内容からしまして公開して差し支えないと思っておりますので、傍聴を認めたいと思っておりますが、皆さんよろしいでしょうか。

( 異議なし )

○田畑会長

はい、それでは本日の審議会は、傍聴を認めることとしたいと思います。もう一つの取材と撮影の件ですが、これも認めることとしたいと思います。よろしいですか。

( 異議なし )

○田畑会長

それでは、取材と撮影についても許可することとしますので、事務局は、傍聴希望者

と取材希望者の方を入室させていただきますか。

(傍聴希望者、取材希望者が入室)

○田畑会長

傍聴希望者は2名ということですか。

○平松室長補佐

傍聴希望者は6名ということでしたが、2名でよろしいということです。

○田畑会長

わかりました。

それでは、先程、定足数に達しておりますことを確認いたしましたので、早速議事に入りたいと思います。

本日の議題は、皆さんのお手元にありますように、1番目は「平成28年度鹿児島県最低賃金の改正審議について」、2番目は、「その他」となっています。

まず、1番目の議題の「平成28年度鹿児島県最低賃金の改正審議」についてですが、審議の前に事務局の方から本日の資料の説明をお願いします。

○平松室長補佐

私からは、本日お付けした資料につきまして、簡単に説明させていただきます。

資料1と資料2はいずれも、今年度の最低賃金基礎調査の結果表でございます。

資料1は、8月2日現在で投入可能な全てのデータを専用システムに取り込みまして、当局で1円ピッチの総括表を作成したものです。

資料2と比較致しまして使用したデータ数が多く、1円の階層ごとに実際の分布を反映しているために、資料2と比べましてより実態に近いものと考えられます。

資料1の1枚目は全労働者の総括表、2枚目は一般労働者のみの総括表、3枚目はパート労働者のみの総括表になります。4枚目は、1枚目の全労働者の総括表を元に、引上額1円ごとに、影響率を計算した表でございます。

資料2は、労働者の分布を690円から699円までのように10円ピッチで分析したものでございまして、委託業者から8月1日に全国一律にこの形式で納品されたものです。

この総括表からは、一般・パート労働者の別に分けて加工することができないために、参考として添付させていただいております。

資料3は、鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書、資料4は、専門部会審議経過本審報告書になってございます。

以上、簡単でございますが、本日の資料の説明を終わらせていただきます。

○田畑会長

ありがとうございます。平成28年度鹿児島県最低賃金の改正審議につきましては、7月12日に鹿児島労働局長から諮問を受けて、鹿児島県最低賃金専門部会を設置して本日まで3回に亘り審議を行ってまいりました。本日、午前中に開催されました専門部会で結論が出ましたので、石塚部会長から、その報告と審議経過についてご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○石塚部会長

それでは、報告書を読み上げる形にさせていただきたいと思っておりますので、資料3をご覧ください。

平成28年8月5日

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 田畑恒春殿

鹿児島地方最低賃金審議会

鹿児島県最低賃金専門部会

部会長 石塚孔信

鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成28年7月12日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、報告に当たっては別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成26年10月19日発効の鹿児島県最低賃金(時間額678円)は平成26年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。なお、

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	石塚 孔信	田畑 恒春	新納 幸辰
労働者代表委員	大島 幹敏	階元 仁	新内 親典
使用者代表委員	岩重 昌勝	内 道雄	吉田 健朗

1枚めくっていただいて、別紙1です。

鹿児島県最低賃金

- 1 適用する地域  
鹿児島県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 715円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日  
法定どおり

1枚めくっていただいて、別紙2です。

鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について、

- 1 地域別最低賃金
  - (1)件 名 鹿児島県最低賃金
  - (2)最低賃金額 時間額 678円
  - (3)発効日 平成26年10月19日
- 2 生活保護費
  - (1) 比較対象者

12～19 歳・単身世帯者

(2) 対象年度  
平成 26 年度

(3) 生活保護費(平成 26 年度)  
生活扶助基準(第 1 類費+第 2 類費+期末一時扶助費)の鹿児島県内人口加重平均に住  
宅扶助の実績値を加えた金額(89,458 円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 箇月換算額と上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると鹿児  
島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

以上です。

○田畑会長

はい、ありがとうございます。

(部会長から会長へ、部会長報告書を手交した。)

○田畑会長

それでは、引き続きまして、審議経過を説明していただけますか。

○石塚部会長

それでは、続きまして、本日の資料 4 をご覧ください。これが専門部会審議経過本審  
報告書です。これを読み上げるかたちで説明にかえさせていただきます。

1 はじめに

平成 28 年度の鹿児島県最低賃金額改定の審議につきましては、本年 7 月 12 日に鹿児島  
地方最低賃金審議会に対して諮問がなされ、当専門部会を設置して 3 回にわたり調査審議  
を行った結果、最低賃金額の改定について真摯な議論が展開され、十分な審議を尽くしま  
した。

2 審議経過

(1) 第 1 回専門部会を 8 月 1 日に、第 2 回専門部会を 8 月 4 日に、第 3 回専門部会を 8 月 5  
日に開催いたしました。

(2) 第 1 回専門部会におきましては、労使各側から今年度の最低賃金改正にあたって第 1 回  
目の基本的な考え方が次のとおり表明されました。

労働者側委員からは、独自に分析した資料等を基に、基本的には最賃法に則って法の  
3 原則と政府の方針を踏まえて総合的に調査・審議すべきであるとの考えが示された後、

① 生活保護との整合性については、中賃の定めた比較方式ではなく、毎月勤労統計  
調査の県内一般労働者の所定内労働時間により鹿児島市で計算した場合は 69 円最低

賃金が生活保護を下回る。

- ② 生計費については、県人事委員会の勧告における生計費の額に基づき計算すると、鹿児島市の単身世帯については、時間額で最賃の方が59円低い。また、マーケットバスケット方式で物の値段を調べた最低生計費と比較しても最賃の方が低い。消費者物価地域差指数について、全国平均や東京のそれと比較すると、最低賃金の格差が拡大している。

- ③ 賃金改定調査の第4表で見ると、Dランクが0.9パーセント上昇し、金額は、全体で16円、Dランクで10円上昇しており、各ランクすべて上昇している。

県が発表した妥結状況をみると、前年より上がっており、毎月勤労者統計調査でも去年と比較した場合、規模5人以上のパートと規模30人以上では一般労働者もパートも上がっている。

2015年の賃金構造基本統計調査によれば、県内の高卒の初任給は平均で144,600円であり、2014年の143,500円と比べて1,100円上がっている。

- ④ 地域における通常の事業の賃金支払い能力については、日銀鹿児島支店の7月1日発表の経済金融概況では、「熊本地震の影響により観光が大きく落ち込んでいるが、基調としては穏やかに回復しつつある」とあり、鹿児島経済研究所の業況調査をみると、昨年からの業況DIの推移より、来期7—9月期の見通しは少しはよくなるのではないかと

と、データに基づいて鹿児島県の景況や最低賃金の引上げの根拠を述べたうえで、生計費や生活保護との差、労働者の賃金の実態などを踏まえて27円程度の引き上げの金額提示がありました。

一方、使用者側委員からは、

- ① 熊本・大分地震の影響に関する景況感についてのデータが曖昧というか、甘いのではないかと思われる。九州経済研究所の業況調査についても、今年の4—6月期「悪い・減少」が30、7—9月期は23が「悪い・減少」の見通しである。観光業は九州では大きなシェアを占めており、いろいろな影響というのは今後注視していくべき。
- ② これまで使側は、自公政権によるアベノミクスの推進に当たって出来るだけ協力するスタンスできたが、今回は、全体として、国民向けのアピール色が濃く、大企業と中小零細企業との景況感についての乖離というものは全く無視されているのではないかと。今回の目安額を見たときに、まず金額を上げることがありきで、あまりにも現状からかけ離れており、第4表との乖離が明らかに広がりつつある。
- ③ 過去の実例として、2011年の東日本大震災のときに、ときの政権と野党も、影響が読めないということから、目安はAランクが4円、そしてB、C、Dが1円で出され、この目安額の押さえ込みというのは、次年度の2012年まで続いた。
- ④ 観光だけ打撃がありその他は少しずつ持ち直した感があると言われるが、これは世論の誘導があるのではないかという気がする。中小企業のレベルで熊本、大分の業者をみると、観光業以外の製造業にしても、人が集まらないのでいろいろな施策

をたてても予算消化ができないという話も出ている。それらを考えると、やはり今回の目安はあまりに現状との乖離が甚だしい、ぜひ過去の例に倣いながら、鹿児島においては、熊本の隣県として、もう少しその影響を踏まえた議論をすべき。

⑤ 国の経済政策が、我々に届いている実感がない。政策目標の2%のインフレターゲットを達成できず、消費税のプラス2%を据え置いたのも景気の先行きに疑義があればこそである。

⑥ 生産能力のない、逆に言えば手作業のところは上げられない。そういう事業場を抱えて、我々は同じレベルで議論する必要がある。

との基本的スタンスを述べられ、資料提出及び金額提示は第2回専門部会で意見表明していただくことになりました。

(3) 第2回専門部会におきましては、最賃法第25条の公示に基づき、意見書の提出があった関係労働者から意見聴取を行った後、引き続き鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行いました。前回に引き続き、労働者側委員、使用者側委員から、今年度の最低賃金改正にあたって第2回目の意見表明がなされました。

まず、使用者側委員からは、

① 中小企業景況調査によると、全産業で業況判断DIがマイナス、鹿児島県の業況判断DIは4—6月期はマイナス21.2となっており、日銀短観による業況判断・収益でも中小企業の先行き判断が、製造業マイナス6、非製造業マイナス3とあり、中でも小規模事業者は厳しい経営環境を強いられていることがデータ上も明らかである。熊本の関係で観光も悲惨な状況にあり、中小企業や小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあること。

② 最低賃金の大幅な引上げは人件費の増大、固定経費の増大となり、支払能力を超えた最低賃金の引き上げは、雇用を守る零細な企業・事業者に廃業を強いることになること。

③ 県民所得の地域間格差は離島を中心に大きいものがあるが、最低賃金の適用においては格差が全く考慮されないため、最低賃金改定においては、地域社会の維持・存続に欠かせない所得の低い地域に特に配慮したものにすべきである。

④ 目安21円の最低賃金の引き上げは影響率3万人と大きく、中小、小規模企業の経営への影響を考慮すべき。

⑤ 賃金決定の3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の第4表のデータを特に重視した審議を行う必要がある。

と主張されたうえで、0.9パーセントアップの6円を提示したいとの金額の提示がありました。

その後、労働者側委員からも、新たな資料を基に、

① 鹿児島県からの人材流出に歯止めをかけるためには、一番下の初任給を上げないといけないが、賃金の引上げは働く人を下支えするもので重要であり、最賃付近の賃金水準の人の生活ができ、結婚もできるようにする等、少子化対応の面からも最低賃金の役割は大きい。



② パートの募集賃金をみると、実態としては全体的に賃金が上昇していることが窺える。

③ 働いていても、ひとり親世帯の貧困率は高い現状にあるので、最低賃金の引き上げを図ることは重要。

④ 全国との格差を縮めていくべき。  
と主張がなされました。

その後、公労、公使の個別協議を行いました。金額的な歩み寄りはなく、労使の妥協点を見いだすことは困難と判断し、労使ともに持ち帰り、次回に継続審議することになりました。

(4) 第3回専門部会におきましては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行いました。

使用者側委員からは、中小、小規模事業者の経営環境は厳しいという現状の説明がなされましたが、同時に10月1日発効に向けて目安額で速やかに結審してほしいと意見を述べられ、目安額の21円の金額提示がありました。

一方、労働者側委員は、同じDランクの他県との賃金や支払能力の比較等の説明がなされ、格差を広げるべきでないとのことで22円の引上げの提示が出されました。その後、公労協議を経て、10月1日発効は目標であるが、使用者側との意見の一致は難しいとの見解が表明されました。

(5) これまで3回に亘って、意見の一致に向けて審議を重ねてきましたが、労使の支払能力に対する考え方に開きがあり金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示して、これに対して採決を行い、その結果をもって当専門部会の結論とすることに至りました。

### 3 結論

第3回専門部会において、これまでの審議内容を総合的に勘案して「現行最低賃金694円を21円アップして715円にする。」との公益委員見解を別添のとおり示して、採決した結果、賛成8名（公益委員2名、労働側委員3名、使用者側委員3名）、反対0名（公益委員0名、労働側委員0名、使用者側委員0名）で、全会一致により鹿児島県最低賃金を715円に改定することを、当専門部会の結論とすることに至りました。

以上、ここにご報告します。

#### ○田畑会長

ありがとうございました。公益委員見解を初めて目にする方もいらっしゃると思いますので、これも読んでいただいてもよろしいですか。

#### ○石塚部会長

それでは続きまして公益委員の見解を、これも読ませさせていただきます。

### 公益委員の見解

平場での協議、並びに公労・公使間の個別協議を重ねて参りましたが、双方の提示額に隔りがあり、これ以上の歩み寄りには期待できない状況に至りました。そこで、県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を、以下のとおり示します。

- ① 中央最低賃金審議会の目安小委員会は、「ニッポン一億総活躍プラン」、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」及び「日本再興戦略 2016」に配意した上で諸般の事情を総合的に勘案して審議してきた。」とされているところであり、この公益委員見解のDランクの目安額21円を最大限参酌することとした。
- ② 真に生活できる賃金水準と地域間格差を拡大すべきでないことから、所得の低い地域に特に配慮したものにすべきである。鹿児島県からの人材流出に歯止めをかけるためには、一番下の初任給を上げるとともに、最賃に近い賃金水準の人の生活が出来るようにすべきであり、一方で少子化対応の面からも最低賃金の役割は大きく、全国との格差を縮めていくべきであること等について考慮した。
- ③ 当県においては、離島を擁し、地域経済を支える小規模事業者にとって、全国と比較して厳しい経営環境を強いられていることや、大企業と中小零細企業、中央と地方とでは、景気回復の感覚に開きがある。その中で、人口減少・少子高齢化による需要の減少と人手不足による人件費の増大にもかかわらず、中小零細企業ではコスト増の価格転嫁ができずに利益が圧縮されているという厳しい経営実態にも配慮する必要がある。
- ④ 地元経済の活性化のためには消費が増えなければならないが、消費の拡大のためには、賃金の上昇、企業収益の改善によって、経済を好循環に導いていく必要がある。

これらの事実関係を総合的に勘案して、公益見解としましては、21円上げて、平成28年の最低賃金を715円としたい。

以上です。

### ○田畑会長

ありがとうございます。最低賃金専門部会の経緯と公益委員の見解については今報告があったとおりですが、きちんと説明していただいたところですが、それについてのご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

( 質疑なし )

### ○田畑会長

それでは、鹿児島県最低賃金の改正決定について、これからお諮りいたします。本審議会は、ただ今の専門部会報告書の結論のとおり、鹿児島県最低賃金を時間額

715円に改正することとしてよろしいでしょうか。

( 異議なし )

○田畑会長

異議のある方はいらっしゃらないですね。ありがとうございます。異議がないようですので、715円は全会一致で決定されました。それで専門部会の結論を当審議会の結論とすることに決定しましたので、私のほうから鹿児島労働局長に答申します。答申文を用意していただいでよろしいですか。

( 事務局：答申文を会長へ、答申文(写)を各委員へ配付した )

○田畑会長

それでは、答申文の準備ができましたので、答申文を読み上げます。  
局長は、前の方へお出でください。

平成28年8月5日

鹿児島労働局長

江原 由明 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 田畑恒春

鹿児島県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、平成28年7月12日付け鹿労発基0712第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成26年10月19日発効の鹿児島県最低賃金(時間額678円)は平成26年度の鹿児島県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

別紙1です。

## 鹿児島県最低賃金

- 1 適用する地域  
鹿児島県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 715円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日  
法定どおり

ということであります。

あと別紙2があります。別紙2は最低賃金と生活保護との比較について、結論としまして、鹿児島県最低賃金が生活保護の金額を下回っているとは認められなかった、という文言でございます。

( 会長から局長へ、答申文を手交した)

### ○田畑会長

ただ今答申文の交付が終わりましたので、鹿児島労働局長にご挨拶をお願いします。

### ○江原労働局長

本日は、委員の皆様方におかれましては、業務ご多忙の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今、本年度の鹿児島県最低賃金の改正につきまして、答申をいただきました。

本年度の鹿児島県最低賃金の改正につきましては、7月12日に諮問をさせていただきまして、その後、最低賃金専門部会が設置されまして、8月1日の第1回専門部会から本日の第3回の専門部会まで、計3回の専門部会が開催されたというところでございます。

本年につきましては、例年にも増して暑い日が続く中で、長時間に亘る慎重かつ精力的なご審議を重ねていただきましたところございまして、本日、この第3回本審の席におきまして答申を頂いたところでございます。

本年度におきましても、中央最低賃金審議会の開催日程の関係等もありまして、非常にタイトな審議日程の中での審議会、専門部会の開催ということになりまして、田畑会長、石塚部会長を始めといたしまして、公・労・使の各委員の皆様方には、大変なご苦勞をおかけしたことになると思います。心より感謝申し上げます。

本日の答申を受けまして、今後、私どもにおきまして、異議申出についての公示を経て最低賃金の決定を行い、官報掲載による公示の進めることといたしたいと思っております。

また、鹿児島県最低賃金が効力を発生し次第、より多くの労働者、使用者、その他関係の方々にお知らせを致しまして、最低賃金制度のより一層の周知と、その履行確保のための行政指導などに努めて参りたいと考えております。

これまでの、各委員の皆様のご尽力に対し、重ねてお礼申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○田畑会長

はい、ありがとうございました。ただ今、1番目の議題が終わったわけですが、2番目「その他」となっていますが、何か委員の皆様方からご意見はございませんか。

( 意見なし )

○田畑会長

なければ、今後の予定等について事務局の方から説明をお願いします。

○平松室長補佐

鹿児島県最低賃金の改正決定等に係る今後のスケジュールにつきまして、ご説明いたします。

本日、答申をいただきました鹿児島県最低賃金につきましては、この会の終了後直ちに労働局前の掲示板に審議会のご意見として、答申内容を公示させていただきます。

公示に対する異議申出の締め切りは、公示の日の翌日から15日目となりますので、8月22日月曜日が締切日となります。

したがって、異議の申し出があった場合には、異議申出締切日の翌日である8月23日火曜日午前10時から第4回本審を開催致しまして、異議申出の内容についてご審議いただくことになっておりますので、この日程の確保をお願い申し上げます。

なお、異議の申出がなかった場合は、審議の必要はございません。

また、産業別最低賃金につきましては、改正の必要性を審議していただくために、8月18日木曜日午後1時30分から運営小委員会を開催することになっております。運営小委員会で改正の必要性ありとなった場合は、第4回本審で局長に対し、必要性ありの答申をしていただき、その後、局長から金額についての調査審議の諮問を行い、そして、産業別最低賃金の専門部会の委員の推薦公示を行いますので、専門部会の委員の推薦につきましては9月9日金曜日までにご推薦をお願いしたいと考えております。

各産業別専門部会につきましては、できましたら9月中旬頃から審議に入れるよう日程調整

してまいりたいと思っております。なお、産業別最低賃金の年内発効ということの一つの目標としておりますが、その場合の最終結審日は11月1日火曜日となっております。

以上で今後のスケジュールにつきましてご説明を終わります。

○田畑会長

はい、ありがとうございました。今、今後のスケジュールについての説明がありましたように、今後、公示を行い、異議の申し出があった場合は、異議申出締切日の翌日である8月23日火曜日午前10時から第4回本審を開催することになりますので、申し出があるかどうか今の時点ではわかりませんが、とりあえず8月23日の日程の確保を委員の皆様方をお願いしたいと思います。

それと今ありましたように8月18日午後1時30分から運営小委員会を開催しまして、産別最賃の委員の推薦を9月9日までにしていただきたいということですので、この日程についてもよろしくお願い致します。

○田畑会長

他に、事務局から連絡事項等はありませんか。

○西田賃金室長

特にございません。

○田畑会長

ありませんか。

○田所委員

すみません。発効日はいつになりますか、地域別は。

○平松室長補佐

8月23日の第4回本審が滞りなく行われ、官報公示の手続きが滞りなく行われますと最短で10月1日が効力発生日となりますので、よろしく願いいたします。

○田畑会長

異議が出ないともっと早いということですか。

○平松室長補佐

異議審につきましては理論上ということではございますが、8月22日の24時まで異議をお受けするという形になってございまして、8月23日に次の手続きに入りますために、23日に異議審を行う場合と異議が全くなかった場合と効力発生日は全く同じということになります。いずれも10月1日ということになります。

○田畑会長

わかりました。他にはよろしいですか。

それでは、最後に、議事録の署名者を指名しますが、労側は新内委員、使側は田所委員にお願いします。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。

ありがとうございました。

議事録署名

会 長 \_\_\_\_\_

労働者代表委員 \_\_\_\_\_

使用者代表委員 \_\_\_\_\_